

那覇市基幹相談支援センター事業委託事業者募集に関する質問への回答 令和7年10月17日

(質問受付該当期間 令和7年9月19日～令和7年10月9日)

質問内容		回答
項目	内容	
仕様書p.2 「5 職員体制 (1) 資格要件等について」	次のような場合、基幹相談支援センターの職員として配置することが可能か？ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有しない相談支援専門員で、那覇市障害者相談支援事業の委託相談員の経験5年以上あり、主任相談支援専門員養成研修の受講資格がある。	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の相談機能を強化するために必要と認められる資格を有しない場合は配置することはできません。必要と認められる資格として以下の資格となります。 ①国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師 ②その他の資格 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 保育士 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を終了した者 (5) 精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当）
仕様書p.2 「5 職員体制 (1) 資格要件等について」	次のような場合、基幹相談支援センターの職員として配置することが可能か？ 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有した相談支援専門員で相談支援等に関する実務経験は4年。就労事業所での生活支援員業務に9年半従事してきたもの。	実務経験の要件としては、障がい児者等の相談支援等に関する実務経験を5年以上としています。 ただし、委託開始の令和8年4月1日時点で実務経験5年に到達する場合においては配置することは可能となります。